

令和7年度第3回
大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和8年3月9日（月）午後1時30分

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和7年度第3回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録
令和8年3月9日（月）午後1時30分開議

会議日程

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 諮問第1号 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の税率等の改正について

(2) 諮問第2号 大船渡市税条例の一部を改正することについて

(3) 諮問第3号 令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて

5 そ の 他

6 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（7名）

公益代表委員

刈谷 忠 君

山本 勝夫 君

小松 由美 君

保険医・保険薬剤師代表委員

星田 徹 君

金野 良則 君

被保険者代表委員

及川 艶子 君

佐々木 博子 君

欠席委員（5名）

公益代表委員

佐藤 美智子 君

滝田 有 君

熊谷 英人 君

及川 久美子 君

刈谷 由里 君

事務局出席者

市民生活部長

安居 清隆 君

市民生活部国保医療課長

佐々木 直央 君

総務部税務課長

山下 浩幸 君

保健福祉部こども家庭センター所長

川内 利誉 君

市民生活部国保医療課長補佐

新田 進 君

市民生活部国保医療課係長

志田 和則 君

午後 1 時 30 分開会

○**市民生活部長（安居清隆君）** 本日は年度末でご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから「令和 7 年度第 3 回大船渡市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

始めに、本国保運営協議会会長の刈谷様よりご挨拶をいただきます。

○**公益代表委員・会長（刈谷忠君）** 皆様には年度末のお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ご存じのとおり 4 月から「子ども・子育て支援金制度」がスタートするということで、国が決めた制度であります。健康保険と一緒に徴収する、そして当市の国保においては、個々の負担は増えないというような話を聞いているところでございます。

今日は、制度創設に伴う国保税の税率等の改正、税条例の一部改正、8 年度の補正予算が議題になっておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**市民生活部長（安居清隆君）** ありがとうございます。本日は、委員 7 人の皆様にご出席いただいております。

また、事前に報告のあった欠席者は、佐藤美智子委員、滝田有委員、熊谷英人委員、刈谷由里委員、及川久美子委員の 5 名でございます。

本会議につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第 4 条に定める定足数を満たしておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、ここからの議事進行につきましては、条例施行規則第 2 条により、会長が務めることとされております。それでは、刈谷会長、よろしくをお願いいたします。

○**議長（刈谷忠君）** それでは、議事を進行させていただきます。

始めに、次第 3 の会議録署名委員の指名でございますけれども、公益代表の山本勝夫委員と、被保険者代表の及川艶子委員のお二人を指名しますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、次第 4 の議事に入らせていただきます。

報告第 1 号「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の税率等の改正について」と、諮問第 2 号「大船渡市税条例の一部を改正することについて」この二つを一括して事務局からの説明をお願いいたします。

○**国保医療課長（佐々木直央君）** 国保医療課長の佐々木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、諮問第 1 号「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の税率等の改正について」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。

始めに、改正の背景ですが、令和 8 年 4 月から、子育てを社会全体で支えるため、全ての

世代が費用を負担して、子育て世帯への支援を行う「子ども・子育て支援金制度」が創設されることとなりました。

(1) 制度の概要について、この制度は、少子化対策の一環として、児童手当の拡充や妊娠・出産時の支援、育児と仕事の両立支援など、様々な子育て支援施策の財源として活用されるものです。

これらの施策を安定的に実施するため、医療保険制度を通じて、全ての医療保険者が支援金として拠出する仕組みとなっています。

資料の下段に、支援金の使途を掲載しております。

例えば、「児童手当」については、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降の支給額を増額します。

また、妊娠・出産時の支援として、妊婦のための支援給付、切れ目なく全ての子育て世帯を支援するため、「こども誰でも通園制度」の創設なども予定しています。

次に、(2) 国民健康保険制度における対応についてです。

国民健康保険では、都道府県が算定する国民健康保険事業費納付金を市町村が負担する仕組みとなっています。

この納付金は現在、「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3つの区分で構成されていますが、今般の制度創設により、新たに「子ども・子育て支援金分」が追加されます。

市町村は、この納付金を都道府県に納める必要があるため、その財源として、他の区分と同様に、国民健康保険税として被保険者の皆様に賦課・徴収することとなります。

資料の中段、支援金の流れをご覧ください。

①国から医療保険者へ支援納付金が請求され、②・③医療保険者は、被保険者に国保税を賦課・徴収し、④国へ納付する流れとなります。

続きまして、2ページ目をお開き願います。

2 税率改正(案)の(1) 基本的な考え方についてです。

当市の国保財政は、被保険者数の減少に伴い、歳入・歳出ともに縮小傾向にあります。 「子ども・子育て支援金分」の追加により、被保険者の負担が急激に増加しないよう配慮したいと考えております。

具体的には、「子ども・子育て支援金分」の増額相当分について、他の区分の税率を引き下げ、国保税全体としては現行水準とほぼ同程度となるよう調整します。

なお、財源に不足が生じた場合は、これまで積み立てている国民健康保険財政調整基金を活用します。

また、「子ども・子育て支援金」は、国の制度設計により、令和10年度まで段階的に納付金が引き上げられる予定となっていることから、当市では、令和9年度と令和10年度においても税率の見直しを行います。

次に、(2) 現行税率について、現在の国保税は、「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介

護納付金分」の3区分で構成されており、それぞれ「所得割」、「均等割」、「平等割」を組み合わせ、税額を算定しています。具体的な税率については、資料に記載のとおりです。

続きまして、(3)改正税率(案)について、改正税率については、県が算定する標準保険税率を参考にしながら、当市の被保険者の負担状況や国保財政の状況などを踏まえて設定しております。

具体的には、新たに創設する水色で網掛けしている部分ですが、「子ども・子育て支援金分」の「所得割」を0.30%とし、被保険者一人一人にかかる「均等割」を1,100円、世帯ごとにかかる「平等割」を700円とし、18歳以上の被保険者については、均等割に100円を追加します。

一方で、「医療分」の所得割を7.50%から7.20%に、「均等割」を30,900円から29,700円に、「平等割」を21,400円から20,700円にそれぞれ引き下げ、国保税全体としては現行と同水準になるよう調整したところであります。

続きまして、3今後のスケジュールですが、本協議会でご審議いただいた後、3月17日の市議会において、条例改正案及び補正予算案を追加提案する予定としており、議決をいただいた場合には、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、3ページの参考資料について、ご説明いたします。

まず、当市の国民健康保険の状況ですが、令和8年1月末日現在で、加入世帯数は4,483世帯、被保険者数は6,439人で、人口に対する加入割合は約20%となっています。被保険者数は、人口減少や社会保険の適用拡大などの影響により、年々減少傾向となっている一方、一人当たり医療費は、増加傾向にあります。

次に、決算状況ですが、近年は黒字で推移しており、財政調整基金の残高は、令和6年度末で約2億7,000万円となっております。

次ページ以降は、税率改正による影響について、モデルケースを掲載しています。

左側に番号を記載していますが、例えば、①②のように年金のみの高齢者世帯は、現行とほぼ同額となります。

また、下段の⑥のように子供がいる世帯では、現行より減額となります。3人世帯で、40代夫婦と子供1人のケースですけれども、表のほうの一番下の総額をご覧くださいと、改正案が27万6,008円、現行税率27万6,968円となっており、1人当たり320円の減額となります。

このように、今回の税率改正では、新たな支援金制度に対応しつつも、被保険者の負担が増加しないよう調整した内容となっております。

引き続き、諮問第2号についてご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。

諮問第2号「大船渡市税条例の一部を改正することについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

先ほどの諮問第1号で説明した内容について、改正条項ごとに改正の要旨を記載しております。

主な内容としましては、第 140 条、こちらは新たに「子ども・子育て分」を追加し、課税限度額を定めるものです。

第 141 条から第 143 条までは、「医療分」の税額を引き下げるものです。

第 147 条の 3 から第 147 条の 6 までは、「子ども・子育て分」の税額を定めるもので、以降は、保険税の減額や特例等を定めたものとなります。

3 ページをお開き願います。

改正附則第 1 条、この条例の施行日について、令和 8 年 4 月 1 日とするものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、質問を受け付けます。何かございませんでしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） いろんな工夫をしたものだと思いますが、2 点ほど確認させてください。

これは全国的な話だと思いますが、大船渡市でこの割合にする根拠と申しますか、子どもの医療費がかかっている、あるいは、子どもの人口なども考えた上でだと思いますが、他の市町村でもこの割合にする根拠というかそういうのがあったのか、参考にした部分あったのか分かれば教えていただきたい。

そしてもう 1 点が、ここ数年の国保の医療費分が、実質的にプラスというか黒字ということになってるのですが、これからまた高齢化も進んで医療費がどんどん上がっていくことが想定される中で、医療費を逆に抑えるっていうような施策も引き続き行っていく必要があると思いますが、何か考えがあれば伺いたい。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは始めに、この制度についてですけれども、おっしゃるとおり全国的に始まる制度になります。

今回、市が「子ども・子育て支援金」の税率を設定した根拠と申しますか、参考としたものは、国から示された算定方法に基づいて、標準的な税率が県から各市町村に対して出されたところであります。

当市では、県が示した標準税率を参考にしまして、具体的なところをお伝えしますと、令和 8 年度の大船渡市の標準税率は、所得割が 0.29%とされたところを、端数を調整して 0.30%としたところです。均等割は 1,135 円、平等割は 741 円と示されましたが、それぞれ端数処理をして不足のないよう設定したところです。

それから他の自治体の状況ですが、今回当市で設定しました、子ども・子育て部分の金額につきましては、隣接する陸前高田市、釜石市も同じような水準にしております。

それからもう 1 点は、医療費の部分を下げる場所ですが、現在の国保税につきましては、令和 4 年度に見直して現在の税率になっております。

その当時と現在の状況が変わってきているところがありまして、当時の見込みよりも現在のほうが医療費の方が抑えられているというところもありまして、今回、医療分を下げることにしております。

なお、国保財政全体につきましては、今回の新制度とは別に、また見直さなければならぬ部分がございますので、さらに検討していきたいと考えております。

○**保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君）** 子ども・子育て支援っていうのが、全国的に進む中で、肌感覚ですけども子どもにとって、病院にかかればお金がかからないっていう考えがあって、風邪薬でも何でも全部病院に行くっていうふうになってきていると思っています。

現在は、高齢者の医療費を抑える取組をしていることを踏まえますと、全世代で子どもを支援し、医療費を無償化しているところがあるので、子どもがいる親世代や祖父母世代にも子どもの医療費っていうのを、軽視しないようにというか、そういう部分を周知していく必要があると感じていますので、今後何らかの検討をしていただければというふうに思っております。

○**国保医療課長（佐々木直央君）** ありがとうございます。

今回新たに追加される部分につきましては、目的を分けておりますので、そちらにつきましては資料に書かれてるような事業に使われるところです。

子どもの医療につきまして、病院に行きやすいということは、医療費もかかることになりまして、そうすると、皆さんから保険税をいただければならないことになってしまいます。

そもそも病気にならないよう、あとはコンビニ受診にならないようにですとか、そういったところは、行政として今後も周知に努めたいと思います。ありがとうございます。

○**議長（刈谷忠君）** それでは私からも質問させていただきます。

収支の見通しについて、医療分を下げた場合に今後の財政状況は、健全に推移していくのか。

あと、2ページ目の税率改正（案）ですが、子ども・子育て支援金は、令和10年度まで段階的に納付金が引き上げられるため、令和9年度及び令和10年度においても税率の見直しを行うということでもあります。

これらを検討した結果、仮に運営協議会の答申として認められないということになった場合、市が別の形で負担するとかあるのでしょうか。

極端な話ですが、その2点お願いします。

○**国保医療課長（佐々木直央君）** それでは始めに、1点目の今後の収支の見通しのところですが、今回提案した税率で推移した場合、令和10年度まで黒字のまま推移すると見込んでおります。

それ以降につきましては、不足するときは財政調整基金を活用したいと考えております。

ただし、令和9年度、令和10年度にまた税率を上げた場合には、さらに負担が増えますので、もう少し早い段階で収支の逆転現象が起きる可能性もありますが、引き続き精査、検討したいと思います。

もう1点について、運営協議会としての諮問の結果、これを認められないとなった場合で

すが、まず国保運営協議会は諮問機関でありまして、市長から依頼された内容を検討したものを市に報告しますが、最終的に市としてどうするかというのは市議会に諮ることになります。

例えば、国保運営協議会の意見が反対でしたということで市議会に報告し、議員の皆様が、国保運営協議会と同じように反対とするか、国保運営協議会がそうだとした場合、市議会としては賛成するということがございます。

もし、協議会で反対になった場合ですが、「子ども・子育て支援金」は全国的に始まるもので、既に法令として決まっております。

大船渡市の国保税として、集めて納められないとなりますと、最終的に大船渡市として負担することになりますので、例えば一般会計からの持ち出しということも考えられます。

そうなりますと、社会保険加入者や後期高齢者など、子ども・子育て支援金を納めている人が国保加入者の分も税金で負担するということが、不公平な状況が生じることになりますので、皆様のご理解をいただきたいところです。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。そのほかございませんか。

（「なし」）

それでは、お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号について、原案を承認する旨の答申をすることとして、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」）

ご異議がないようですので、諮問第1号及び諮問第2号について、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、諮問第3号「令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」、事務局からの説明をお願いします。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは、諮問第3号「令和8年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料3の1ページをご覧ください。

今般の補正は、先ほどご説明いたしました「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴い、歳出予算の補正を行うものでございます。

なお、財源の組替えのみを行うため、補正額は0円、予算総額は補正前と同額の37億1,985万2,000円となっております。

歳出の内容についてご説明いたします。

（3款）国民健康保険事業費納付金2,042万円の増。こちらは、「子ども・子育て支援納付金」分を増額するものです。

（5款）基金積立金2,042万円の減。納付金の増額分に対応するため、財政調整基金への積立額を減額するものです。

次に、2ページに記載しております歳入の項目についてご説明いたします。

(1款)国民健康保険税につきましては、1節「医療給付費分」の税率を引き下げたことから、1,907万円を減額します。

また、7節「子ども・子育て支援納付金分」を新たに設け、1,907万円を増額します。

このため、歳入につきましては、予算の同一目内で調整することから、今回の補正予算には計上せず、説明のみとさせていただきます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長(刈谷忠君) それではご質問等ございませんでしょうか。

これは、予算の総額を変えずに内容を補正したことによろしいですか。

○国保医療課長(佐々木直央君) そのとおりです。

○議長(刈谷忠君) ありがとうございます。ほかに質問等ございませんでしょうか。

(「なし」)

それでは、お諮りいたします。諮問第3号について、原案を承認する旨の答申をすることとして、ご異議ございませんでしょうか。

(「なし」)

ご異議がないようですので、諮問第3号について、原案を承認することといたします。

それでは、以上で議事を終了とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。事務局にお返しします。

○市民生活部長(安居清隆君) 刈谷会長におかれましては、円滑に議事を進行していただき大変ありがとうございました。

次に、次第5その他でございます。委員の皆様から、何かございますか。

(「なし」)

事務局からも特にございませんので、これをもちまして、令和7年度第3回大船渡市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

午後2時閉会